

いじめの重大事態に係る調査報告書  
(公表版)

令和7年5月

## 第1 調査の概要

### 1 調査に至る経緯

令和3年12月、厚木市立小学校（以下「当該校」という。）2年生であった児童（以下「A」という。）の保護者から、厚木市教育委員会（以下「市教委」という。）に対し、同年に当該校当時6年生であった児童（以下「B」という。）及び5年生であった児童（以下「C」という。）との間であった出来事についての事実関係の調査の要望があった。市教委では、A保護者の要望を受け、事実関係の調査をしたところ、当該出来事に関連してAが相当期間欠席している疑いがあると判断した。また、令和4年4月7日、Aの保護者から、市教委に対し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項第2号の重大事態として調査の申し入れがあった。

そこで、市教委は、Aにおいて法第28条第1項第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当すると認定し、（以下、調査対象の事案を「本事案」という。）、当委員会に対し、調査と検証に関する諮問をした。

### 2 調査の目的

市教委から当委員会に対する諮問を受け、本事案について、同種事案の再発防止のため、次の事項を調査し、事実関係を明示するとともに、必要な検証を行うことを調査の目的とすることとした。

- (1) いじめの事実について
- (2) 事案発生の背景について
- (3) 事案にかかわる学校及び教育委員会の対応について

### 3 調査委員会の構成

市教委は、調査を実施するにあたり、以下の者を専門委員として委嘱し、調査委員会を組成し、本調査委員会を中心に調査及び検証をした。

氏名	職業
大谷 優樹	弁護士
小澤 一仁	大学准教授
吉岡 真理	弁護士
渡辺 小百合	児童精神科医

## 第2 調査で把握した事実

### 1 事実認定の可否及びその理由

聴取を行った関係者からの聴き取り及び関連資料から、以下のとおりの事実を認定した。

#### (1) Bに関する事項

- ① 令和2年入学時から、Bから、日常的に唾を顔や体に吐かれた。

#### (ア) 事実認定

当該事実があったと認定できない。

#### (イ) 認定期由

A 自身から具体的な供述が得られず、また、その他の者の供述もなく、資料も存在しない。  
当該事実があった可能性は否定できないが、当該事実があったと認定することは困難である。

- ② 令和2年入学時から令和3年にかけて、B から、拳で殴る、頭を叩くといった暴行をされた、「キモイ・バカ、チビ」「ぶっ殺す」「お前はみんなから嫌われてる。だからお前はだれからも助けてもらえないんだよ。皆に嫌われているのになぜ生きてるのか、なんで学校に来るんだよ」などと言われた。

(ア) 事実認定

時期や頻度は不明だが、B が A に対し、「キモイ」「バカ」「チビ」「殺す」と言った。また、B が A の体を叩いたことが複数回あった。

(イ) 認定理由

A 自身から具体的な供述は得られなかったが、教職員から、「キモイ」「バカ」「チビ」「殺す」と言っていたこと、また、B が A に対し声掛けをする際に A の体を叩いていたことがあったとの供述があったので、その範囲の事実はあったと認めることができる。

- ③ 令和2年度から、B に、帽子や上履き、服、体操着袋、その他持ち物を奪う、投げる、踏みつける、蹴る、汚す、穴を開けるなどされた。

令和3年2月、B に帽子を奪われ、帽子のつばの部分で顔を叩かれた。

(ア) 事実認定

時期や頻度は不明だが、B が A の体操服を投げた。

また、令和3年2月、B が持っていた帽子が A の顔に当たった。

(イ) 認定理由

A 自身から詳細な供述は得られなかったが、教職員から、B が他の児童の体操服を投げていた旨の供述があったので、その範囲の事実はあったと認められる。

また、令和3年3月に A の保護者から学校に対し、「帽子が顔に当たった」ことについての相談をしている記録があること、また、同年2月5日に A が学校で鼻根部をぶつけたとのことで医療機関を受診し、鼻根部に内出血が確認され、打撲と診断されたことを内容とする診断書があることから、B が持っていた帽子が A の顔に当たったという事実は推認できる。

- ④ 令和2年度から、B に、日常的に道をふさぐ、肩を殴る、突き飛ばす、そばを通ると足を引っかけ転ばされる、足を踏みつけるなどされた。

(ア) 事実認定

時期や頻度は不明だが、B が A に対し、A が通る道をふさいだり、足を引っかけたりした、また、体を叩いたことが複数回あった。

(イ) 認定理由

A 自身から詳細な供述は得られなかったが、教職員から、B は A を含めて周りの児童に対して道をふさいでいたり、足を引っかけたりしていたことはあったこと、また、B が A に対し声掛けをする際に A の体を叩いていたことがあったとの供述があったので、その範囲の事実はあったと認めることができる。

- ⑤ 令和2年2学期頃から、B から「先生に言うと殺す」と言われた。

(ア) 事実認定

当該事実があったと認定できない。

(イ) 認定理由

A 自身から具体的な供述が得られず、また、その他の者の供述がなく、資料も存在しない。当該事実があった可能性は否定できないが、当該事実があったと認定することは困難と言わざるを得ない。

- ⑥ 令和2年度2学期、段ボールのハウスの中にいたところ、Bが段ボールの外から刃物を突き刺してきた。

(ア) 事実認定

当該事実があったと認定できない。

(イ) 認定理由

A自身の供述は具体性があり、当該事実があった可能性は否定できないが、その場にいた教職員は目撃しておらず、またその他に資料もないため、事実があったと認めることは困難である。

- ⑦ 令和2年9月と令和3年3月、Bから背中を強く叩かれた。

(ア) 事実認定

令和2年9月、BがAの背中を叩いた、また、時期や頻度は不明だが、Aの体を叩いたことはあった。

(イ) 認定理由

令和2年9月8日付けの連絡帳に、教職員の記載として、他の児童から背中を強く叩かれた旨の記載があることから、当該事実は認められる。また、教職員から、BがAに対し声掛けをする際にAの体を叩いていたことがあったとの供述があったので、令和3年3月にあったかは明らかではないが、体を叩いた事実はあったとの範囲で認められる。

- ⑧ 令和2年9月23日昼休み、Bに首を絞められた。

(ア) 事実認定

時期は不明だが、BがAの首を両手で絞めるように手を添えた。

(イ) 認定理由

A自身から具体的な供述は得られなかったが、教職員から、首を絞めたところは目撃していないが、両手で首を絞めるように手を添えていたことはあったように思うとの供述があったので、その範囲の事実はあったと認められる。

- ⑨ 令和3年、Bが作成したロボットキットが壊れた際、叩かれ、「お前が直せ。直せなかったらぶん殴る。」と言われた。

(ア) 事実認定

令和3年度、図工で作成した作品（動かすことのできるもの）をBが教室に持って来た際、Aが作品を手にとって試しに動かそうとしたところ、うまく動かなかった。これに対し、Bが怒り、Aが手に持っていた作品を取ろうとAの手を払った。

(イ) 認定理由

A自身から具体的な供述は得られなかったが、その場にいた教員から、概ね上記（ア）記載の供述があったので、その範囲で事実があったと認められる。

- ⑩ 令和3年1～3月初旬、Bに傘で頭を殴られた。同年2月、Bに傘で脇腹を突かれた。

(ア) 事実認定

令和3年1～3月、パソコン教室から廊下に出たところで、Bが、持っていた傘の柄を前にいたAの頭付近に近づけた。

(イ) 認定理由

前段の出来事については、その場にいた教員から、概ね上記(ア)記載の供述があったので、その範囲で事実があったと認められる。傘の柄をAの頭付近に近づけた際に、傘の柄がAの頭に接触した可能性はあるが、実際に物理的な接触があったとの供述はAの他になく、認定は困難である。

後段の出来事については、A自身から具体的な供述が得られず、また、その他の者の供述もなく、資料も存在しない。当該事実があった可能性は否定できないが、当該事実があったと認定することは困難と言わざるを得ない。

⑪ 令和3年3月9日、Bにパソコン教室で殴られた。

(ア) 事実認定

パソコン教室での出入り口に並んでいた際、列の先頭にいたAに向かって、列の後方にいたBが目を見開きながら歩いてきて、BがAに触れられる程度まで覆いかぶさった。

(イ) 認定理由

その場にいた教職員から、概ね上記(ア)記載の供述があったので、その範囲で事実があったと認められる。BがAに覆いかぶさった際に、AとBとの間で物理的な接触があった可能性はあるが、実際に物理的な接触があったとの供述はAの他になく、認定は困難である。

⑫ 令和3年4月、Bに「お前をぶっ殺したいボコボコに殴りたい。お前俺に殺されたいの。」と言われた。

(ア) 事実認定

当該事実があったとは認定できない。

(イ) 認定理由

A自身から具体的な供述が得られず、また、その他の者の供述もなく、資料も存在しない。当該事実があった可能性は否定できないが、当該事実があったと認定することは困難である。

⑬ 令和3年5月、Bにモップで叩かれた。

(ア) 事実認定

令和3年5月11日の清掃時間に、共有スペースの出入り口付近でBがAの持っていた布モップを取った。Bは間に入ろうとした担任の腕を振り払って、布モップを持ったままAを追いかけ始めた。BはAを、共有スペース出入り口付近の廊下から、教室を通って再び廊下に出て追いかけた。

AとBが応接室前廊下に来たとき、Bが持っていた布モップの布部分を上にして振り上げたので、担任教諭は、「本当にそれは止めなさい」と大きな声で注意した。Bは振り上げた布モップを下ろして学習室側に戻ってきて、布モップを担任教諭に渡した。

(イ) 認定理由

B自身、Aを追いかけたことは認めており、また、その場にいた教職員から概ね上記(ア)記載の供述があったので、上記の範囲で事実があったと認められる。もっとも、追いかけている際に、モップがAの体に当たったことについては、その場にいた教職員が目撃しておらず、当たった可能性は否定できないが、認定することは困難である。

⑭ 令和3年5月、Bに、「まだお前生きてたの？A、はやく死んでくれないかな？何で生きてるの？何でうまれてきたの？は～はやくA死んで。死ねよ」など、「死ね」という内容の発言をされた。

(ア) 事実認定

令和3年5月24日、下校のため、Aと他児童が教頭と教室から出ようとしたところ、出入り口からBが入室し、「なんで生まれてきたの。死んで」と言った。

(イ) 認定理由

その場にいた教頭が上記(ア)記載の供述をしているので、上記の範囲で事実があったと認められる。

⑮ 令和3年5月、Bに殴られそうになったので逃げたところ、他の児童を殴り、その後、「お前のせいだ。お前が俺に殴られてれば良いんだ」と言われた。

(ア) 事実認定

当該事実があったと認定できない。

(イ) 認定理由

A自身から具体的な供述が得られず、また、その他の者の供述もなく、資料も存在しない。当該事実があった可能性は否定できないが、当該事実があったと認定することは困難と言わざるを得ない。

(2) Cに関する事項

⑯ 令和3年5月、Cに健康診断に行くように促したところ、Cに蹴られた。

(ア) 事実認定

令和3年5月17日、教室でAとCが椅子に座って眼科検診を待っていたところ、検診に行くことを渋っていたCに対し、Aが「行きなよ」と声をかけたところ、Cが机の脚もしくはAの足を蹴った。

(イ) 事実認定

当該教室にいた教職員から、概ね上記(ア)記載の供述があったので、上記の範囲で事実があったと認められる。Cが机の脚を蹴ったのか(その動いた机がAの脚に当たったのか)、Aの足を蹴ったのかはいずれとも確認ができなかった。

⑰ Cに、背中を叩く、突き飛ばす、蹴る、暴言を言う、仲間外れにする、物を投げる、殴る、無視するなどされた(単独で、もしくは、Bとともに)。

(ア) 事実認定

当該事実があったとは認定できない。

(イ) 認定理由

A自身から具体的な供述が得られず、また、その他の者の供述もなく、資料も存在しない。当該事実があった可能性は否定できないが、当該事実があったと認定することは困難と言わざるを得ない。

(3) 認定できた事実のまとめ

※特段記載のない限り、当該出来事の時期や行為の頻度は不明。

ア Bに関する事項

② BがAに対し、「キモイ」「バカ」「チビ」「殺す」と言った。また、Aの体を叩いたことが複数

回あった。

- ③ BがAの体操服を投げた。

また、令和3年2月、Bが持っていた帽子がAの顔に当たった。

- ④ BがAに対し、Aが通る道をふさいだ、また、体を叩いた。

- ⑦ 令和2年9月、BがAの背中を叩いた、また、Aの体を叩いたことが複数回あった。

- ⑧ BがAの首を両手で絞めるように手を添えた。

- ⑨ 令和3年度、図工で作成した作品（動かすことのできるもの）をBが教室にもって来た際、Aが作品を手にとって試しに動かそうとしたところ、うまく動かなかった。これに対し、Bが怒り、Aが手に持っていた作品を取ろうとAの手を払った。

- ⑩ 令和3年1～3月、パソコン教室から廊下に出たところで、Bが、持っていた傘の柄を前にいたAの頭付近に近づけた。

- ⑪ パソコン教室での出入り口に並んでいた際、列の先頭にいたAに向かって、列の後方にいたBが目を見開きながら歩いてきて、BがAに触れられる程度まで覆いかぶさった。

- ⑬ 令和3年5月11日の給食後の清掃時間に、共有スペースの出入り口付近でBがAの持っていた布モップを取った。Bは間に入ろうとした担任の腕を振り払って、布モップを持ったままAを追いかけ始めた。BはAを、共有スペース出入り口付近の廊下から、教室を通して再び廊下に出て追いかけた。

AとBが応接室前廊下に来たとき、Bが持っていた布モップの布部分を上にして振り上げたので、担任教諭は、「本当にそれは止めなさい」と大きな声で注意した。Bは振り上げた布モップを下ろして教室に戻ってきて、布モップを担任に渡した。

- ⑭ 令和3年5月24日、下校のため、Aと他児童が教頭と教室から出ようとしたところ、出入り口からBが入室し、「なんで生まれてきたの。死んで」と言った。

#### イ Cに関する事項

- ⑯ 令和3年5月17日、教室でAとCが椅子に座って眼科検診を待っていたところ、検診に行くことを渋っていたCに対し、Aが「行きなよ」と声をかけたところ、Cが机の脚もしくはAの足を蹴った。

## 2 関係児童の背景事情及び人間関係

Aと複数のいじめ行為が認定されているBに関する心理的背景について、聴取を行った関係者からの聴き取り及び関連資料から検証する。

### (1) Aの状況

Aは低学年時からストレスに対して敏感で、Bの粗暴行為が心理的ストレスとなり、心的外傷を引き起こす可能性があった。

Aは保護者に対してはBの粗暴行為に恐怖を抱いていることを訴えていた。

### (2) Bの状況

Bは情緒のコントロールに課題があり、低学年から集団内で暴力的行為（物を投げる蹴る、人へ凄む、暴言等）に及ぶことがあった。

学校は、市教委所属（青少年教育相談センター）のスクールカウンセラーと年に一度のケース会議や数か月に一度の情報共有を行い、環境調整等を試みていたものの、Bの突発的な怒りをコント

ロールすることは困難で、他の児童らに危害を加えるリスクがあった。

Bが6年生となり、成長とともに情緒コントロールには改善の兆しが見られたものの、引き続き他の児童に対して侵襲的な行動に至るリスクはあり、さらなる支援が必要となる状況であった。

### (3) AとBの関係性

学校関係者の聴取内容や学校記録によると、教職員はAとBがよく遊んでいたと認識していたものの、他方で、Aは保護者に対してはBへの恐怖等を訴えていたことから、実際にはAはBの粗暴行為に対して恐怖心を抱いていたと考えられる。

学校においてAとBには頻繁に交流があったとする教職員の認識していた状況を前提すると、Aとしては、Bと良好な関係を維持したいと思いつつもBの粗暴行為に恐怖を抱くという、相反する感情を抱えながら気持ちが常に揺らいでいたものと推察されるが、Aが学校においてBと良好な関係を構築するように交流していたことは、ストレスに過敏であったAにとって、恐怖感やストレスに対処するための無意識的な防衛反応であった可能性も考えられる。また、Aにとって、Bとともに学校探検遊びをする際には、怒らせると怖い上級生のBを自身の後ろに追従させることにより、恐怖感のコントロールと一種の万能感を得られる遊びだったとも言える。

## 3 学校の対応の経過

いじめ被害が発生してから、いじめ重大事態調査までの学校対応について、聴取を行った関係者からの聴き取り及び関連資料から、以下のとおりの事実を認定した。

- (1) 令和3年3月19日、A保護者が連絡帳にAがBに叩かれたことを記載し、学校に対して説明を求めた。
- (2) 令和3年5月12日、A保護者が学校に対して⑤の件を訴えたことで学校はBから事情を聴取した。学校の事情聴取に対し、Bは「叩いていない」と回答した。
- (3) 令和3年5月31日、AがBから「死ね」等の暴言を吐かれたことについて、一連の暴言・暴行について相手(Bの保護者)にどう伝えているのかについて、A保護者から問い合わせがあった。これについて、学校はBの「死ね」等の暴言は日常的であったため、AがBの暴言に畏怖していたことに気が付かず、重くとらえていなかった。学校は、B保護者に対しても報告・相談等はしていなかった。
- (4) 令和3年6月4日及び8日に、BのAに対する暴言・暴力行為について、A保護者から学校に問い合わせがあった。学校はA保護者からの問い合わせに対して「AとBは仲良く遊んでいた」と回答した。A保護者は、各いじめ行為に対するAと学校側の受け止め方の乖離について、学校側に説明を求めるとともにAの気持ちについて寄り添うことを求めた。また、Bと接触しないようする配慮、B保護者と話し合いをする機会を設けてほしい旨の要望があった。学校は、保護者同士の話し合いの機会について「検討する」と回答した。
- (5) 令和3年6月25日、厚木警察生活安全課と神奈川県警察少年相談・保護センター職員と間で協議を行った。両名からは、A保護者との間で良いことも悪いことも含め、情報のやり取りをもつとすべきであること、連絡帳記載のA保護者からの質問に答えていないこと、電話で話した内容も記録するべきであること、担当教員が変わっても円滑に話ができるように記録をまとめておくべきであることの助言を受けた。
- (6) 令和3年6月28日、厚木警察担当者との間でいじめ対策会議を実施し、本事案に関する今後の

学校側の対応について A 保護者に説明するため、連絡状を送付した。

- (7) 令和3年6月30日、B 保護者に対し、本事案に関して学校と厚木警察との間で情報共有を行っていることを報告した。
- (8) 令和3年7月5日、A 保護者から学校に対し、連絡帳に「B と接触をさせないでほしい」旨記載したにもかかわらず、A と B を接触させていることについて問い合わせがあった。
- (9) 令和3年7月7日、学校の保健室で A 保護者と面談を実施した。A 保護者は学校に対し、A の学習面に対する学校側の配慮は感謝しているものの、A が B から暴力を受けたこと、学校が A が通院している病院とケース会議を実施したことについて A 保護者に報告がなかったこと、各いじめに関する学校の認識・捉え方について不満を示した。
- (10) 令和3年7月8日、学校、A 保護者、B 保護者の間で、本事案に関して警察立ち合いのもとで謝罪の場を設ける予定であることの情報共有をした。
- (11) 令和3年7月26日、A 保護者から学校に対し、⑧、⑦、⑪に関する学校側及び B 側の認識について問い合わせがあった。
- (12) 令和3年7月28日、⑧、⑦、⑪の調査、確認を行うため、学校が A 保護者に対していじめ被害等が記載された連絡帳の返却を求めた。しかし、A 保護者は連絡帳の返却に応じなかった。
- (13) 令和3年8月24日、厚木警察が本事案を事件として捜査を開始したことを理由に8月末に実施を計画していた学校、A 保護者、B 保護者の三者面談を中止することを A 保護者に伝えた。A 保護者は、三者面談が中止されたことについて不満を示した。
- (14) 令和3年9月15日、A 保護者から A を職員室で学習させてほしい旨の要望があった。これに対して学校は、B がいない、かつ大人がいる場所という条件での学習方法を検討し、それまでは A を職員室で学習させることを了承した。
- (15) 令和3年11月26日、A 保護者が以前から学校側の事情説明について書面での回答を求め続けていたことについて、今後、書面での事情説明も行うことを決めた。
- (16) 令和3年12月1日、A 保護者に対し、④に関する学校の調査結果「2021年3月9日発生事案に関する聴き取り結果」を提出したが、調査項目が不十分であったこと等を理由に A 保護者は納得しなかった。
- (17) 令和3年12月15日、学校・市教委と神奈川県警察少年相談・保護センター職員らで本事案に関するケース会議を実施した。

### 第3 本事案に対する所見

#### 1 いじめの該当性

##### (1) いじめの定義

法は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

本調査においても、上記の法の定義に従って、本事案がいじめに該当するかを検討する。

##### (2) 本事案のいじめの該当性

#### ア Bに関する調査項目について

第2・1(3)の認定できた事実のまとめにあるとおり、「キモイ」「バカ」「チビ」「殺す」と言ったことや「なんで生まれてきたの。死んで」と言ったことは、Aに対して心理的に影響を与える行為であり、Aの体を叩いた行為は心理的かつ物理的に影響を与える行為である。

Aの心身の苦痛については言葉の内容やAが保護者に対してはBへの恐怖等を訴えていたこと、及びその後不登校に至っているといった事情を総合考慮すると、AはBの行為に対して苦痛を感じていたと考えることができる。

したがって、Bの行為はいじめに該当する。

#### イ Cに関する調査項目について

Cが机の脚もしくはAの足を蹴った行為については、仮にCがAの足を蹴っていた場合には、物理的かつ心理的に影響を与える行為に該当し、机の脚を蹴っていた場合は、Aに対して心理的に影響を与える行為に該当する。

足を蹴る行為は人に肉体的にも心理的にも苦痛を与える行為と言える。また、机の脚を蹴る行為は人に恐怖を感じさせる行為である。された側は苦痛を感じるのが一般であり、いずれの行為が行われていても、Aは苦痛を感じていたと考えることができる。

したがって、Cの行為はいじめに該当する。

## 2 本件事発生と不登校に関する見立て

令和3年10月下旬以降、Aの欠席日数が増加しており、令和4年4月19日付け診断書に「令和2年9月頃より、学校での出来事から、適応障害と診断した。不安や恐怖、嘔吐などを認め、登校が滞るようになった。」との記載されていることから、本件事は不登校に影響を与えていると考えられる。

## 第4 学校の対応に関する検証

### 1 いじめ被害が発生した原因について

学校は、Bが情緒のコントロールに課題があり、日常的に周囲のクラスメートや教職員に対し、集団内で物に当たる行為や暴力的行為に及んでいることを認識していた。そのうえ、Bの行為はBが学校に入学した当初から課題となっており、学校側は以前からBの暴力傾向に対する指導に苦慮していた。そのため、Bに暴力的傾向が現れた際には、その都度周囲に児童たちと一緒に遊ばないようにという約束や、カーテンで仕切って接触を制限する、興奮状態に対するクールダウンの場所の設定等の指導を行っていた。そして、このような学校の指導と努力の結果、Bの暴力傾向の程度は、入学当初と比べて徐々に減少していた。これにより、学校は、Bに対する指導について、一定程度の効果が表れているものと認識し、従前の指導の継続によってBの暴力傾向に対する対策は十分であると判断していたものと考えられる。

他方で、Bの暴力傾向にさらされた他児童に対するメンタルケア等について、多少の配慮等は行っていたと思われるが、必ずしも十分に行っていたと判断できるような事情は見受けられなかった。このことから、Bに暴力傾向が現れた際の学校の意識は、専らBに対して向けられており、Bの暴力傾向にさらされた児童の内心に対する学校の意識は、希薄となっていたことが伺える。本件事においても、Bの暴力的な言動に対し、教職員はAが表面的には嫌がる素振り等を見せなかったと認

識していたことから、学校は A の本心について思慮を深めることもなく、B と A は良好な関係にあるものと誤認していた。

このような状況が、学校が本事案をいじめと認識せず、いじめ被害の発生を防ぐことができなかったほか、保護者からのいじめ被害の訴えがなされた際の初動対応の遅れた原因の一端となったものと考えられる。

## 2 A に対する対応について

上記のとおり、学校がいじめ被害の発生を防げなかった原因として、教職員が A は表面的には嫌がる素振りを見せなかったと認識していたことが挙げられる。しかしながら、学校は B の暴力的な言動が周囲の児童に対して「いじめ」に該当し得ることは認識していたのであるから、B の暴力傾向にさらされた A に対して特段の配慮をしていなかったことは不適切であった。特に、連絡帳から、A は 1 年次の担任教師を 2 年次においても信頼し頼りにしていた内容が書かれていたが、A の立場に立って、A の不安によりそい、学校の中で A とつながれる存在の活用をより考慮すべきであった。

また、学校はいじめ被害が発生した後に、A 及び A 保護者に対する対応の一環として、A の主治医とケース会議を行っているが、A 及び A 保護者への対応として主治医に意見を求めたことは評価できるものの、その行動が遅きに失したものであることは否めない。

## 3 A 保護者に対する対応について

A 保護者の学校不信の根底にあるのは、被害児童から A 保護者に対するいじめ被害の訴えに対し、学校側から十分な報告・説明がなされていない点にある。

そして、学校が十分に説明・報告を行わなかった原因は上記の 2 のとおりである。B の暴言・暴力は、教員にとっては日常的な出来事であったとしても、A 保護者からすれば児童の平穏な学校生活にかかわることである。また、保護者が児童はどのような学校生活を送っているか、クラスメートとの交友関係について関心を持つことは一般的なことである。そのため、児童がどのような学校生活や交友関係を送っているかについて、良い情報だけでなく悪い情報についても、A 保護者との間で情報共有をすることが望ましかったといえる。

そして、本学校においては学校と保護者との連絡手段として、連絡ノートの提出等が行われていたが、本事案において学校と A 保護者との間で連絡ノートによるコミュニケーションが十分に取られているとはいえなかった。連絡ノートの提出等が十分に行われなかった原因は、双方に事情があったことが伺える。しかしながら、本事案においては、A 保護者からいじめ被害の訴えがなされた時点で、学校は A 保護者とのコミュニケーションの手段として、連絡ノートをより適切に活用することが望ましかった。

## 4 専門機関等との連携について

本事案については、被害児童の担当医や警察・生活相談員との間で連絡を取り合っており、専門機関等の連携は相当程度なされていた部分もあるが、学校が各専門機関と連絡を取り合ったのは、専らいじめ被害が発生し、A 保護者からいじめ被害の訴えがなされた後のことである。早期に学校と専門機関との間で情報の共有が行われていれば、いじめ被害の発生を防ぐことも

不可能ではなかったと思われる。

そのため、学校は、児童に関しては、児童に対する適切な指導・支援を行うために各機関との情報共有・連携に努めるべきである。しかしながら、学校側にさらなる業務対応を求めることは、直接的に児童の指導にあたる教員にとって、過度な負担となりかねない。

したがって、教員の負担軽減といじめ被害防止の実効性の確保のため、早い段階で学校がスクールカウンセラーや青少年教育相談センターなどの関係機関に相談を行えるような仕組みがあることが望ましい。

## 第5 今後の児童への支援方策

### 1 メンタルケア・登校支援の方策

A は本事案が発生したことに対する強い恐怖心があり、人との関わり方についての不安感を抱いていると考えられる。

学校や関係機関は、集団活動や体験的な活動をとおして、A が個人及び集団に対する信頼感を取り戻す機会を設けることが求められる。

また、適切なメンタルケアを行うためにはA 保護者と協力していくことが重要である。保護者との間でA の心理的状況や健康状態を把握したり、人間関係や進路、コミュニケーション等に関する悩みを共有することが大切である。

A 及びA 保護者と学校との間の信頼関係構築のための方策を講じるとともに、医療機関とも連携しながら、A の不安感を解消する方策を検討のうえ実施することが求められる。

### 2 学習保障の方策

A は令和3年10月下旬以降欠席が増え、学習が不足している状況にある。

学校及び関係機関は、本人の心理的状況を確認しながら学習の取組を進めていくなどの学習保障の方策を実施することが求められる。

## 第6 同種事案の再発を防止するための方策

いじめ対応において、最も重視すべきは、被害児童生徒が安心して学校生活を送るための環境を早期に整え、いじめ被害による被害児童生徒の心理面への影響を最小限に留めることである。

このためには、いじめを把握した段階で学校が迅速に事実関係を調査し、保護者の協力も得ながら、被害児童生徒の安全で安心な学校生活の環境整備を検討して対策を講じることが求められる。

いじめ対応においては、被害側・加害側双方の保護者の協力が必要不可欠であるところ、学校と保護者の間で信頼関係に基づく協力関係が維持されている場合には、当然、学校が主導的役割を担うべきである。しかし、保護者が学校の対応に不信感を抱く等信頼関係に問題が生じる事態となった場合には、多くは関係の修復に長期間を要するか又は修復不可能な状態となり、学校が保護者の協力を得ることが困難となって（例：被害側の保護者との信頼関係に問題が生じれば学校が被害児童生徒からの具体的被害の聞き取りや意向確認等が困難となり、加害側の保護者との信頼関係に問題が生じれば加害児童生徒に対するいじめ行為を防止するための効果的な指導の実現が困難となる等）、いじめ問題の解決に時間を要することに繋がり、ひいては被害児童生徒への心理的面への影響が深刻なものとなる。

また、いじめ対応として、端的に学校が加害児童生徒への指導や一定期間の別室対応等の措置をとることによって解決できる場合もあれば、本事案のように当事者である児童生徒の心理的背景への考察とこれに基づく専門的な対応が必要となる場合や、事案によっては被害側や加害側の家庭環境への支援等を要する場合等、学校のみでは対応困難な問題に直面することもあり得る。

かかる事態を回避するためには、被害児童生徒の保護者と学校との信頼関係の悪化が深刻になる前段階で、学校と保護者の間に第三者的立場で介入し、迅速に事実関係を把握して整理し、客観的且つ専門的な視点で加害児童生徒側のいじめ行為を防止するための指導方法や被害児童生徒側の意向を踏まえた学校が採り得る手段等を検討した上で、被害児童生徒の安全安心な学校生活の環境整備を整える対策を講ずる専門的な組織が必要であると考えらる。

また、上記のとおり、いじめ対応として専門的知見に基づく対応が必要となる場合には、学校のみでは対応が困難であることを考慮すると、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー以外にも、医師や弁護士、警察関係者及び児童相談所職員等の専門的知見を有した人員で構成された専門的組織を設置し、組織的に対応することによって、事案に即した適切な解決を図ることが可能となる。

本事案においては、令和3年4月以降、被害児童の保護者から教育委員会に頻繁に連絡が入るようになり、同年7月には警察が介入していることから、被害児童の保護者の学校に対する不信感が強いことは明らかであり、学校と被害児童の保護者との信頼関係は、遅くとも令和3年5月には修復不可能な状態に至っていたと考えられる。

したがって、上記の段階では、既に本事案を解決するために学校が主体的役割を担うことは困難となっており、客観的に事実関係を整理して解決策を検討する役割を担う弁護士等の介入が必要であった。また、本事案については、上記したとおり、教職員のみでは被害児童と加害児童の心理的背景への考察と対応が不十分であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び児童精神科の医師等による専門的知見に基づく対処法等の助言や支援の必要性が高かった事案と言える。

以上の要請に鑑みると、当委員会としては、同種事案の再発防止の一方策として、いじめ問題を迅速且つ適切に解決することで被害児童生徒の心理面への影響を最小限に留めるべく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの他に医師や弁護士、警察関係者及び児童相談所職員等の専門的知見を有する人員の関与が可能となる専門的組織の設置を提言する。